

都外契約医療機関 各位
 施術管理者 各位

東京都福祉局生活福祉部医療助成課

東京都の組織改正に伴う医療費助成制度関係書類の提出先変更について

東京都では、令和5年7月に組織改正を行い当課の名称が変更となりました。

そのため、当課に送付いただいている心身障害者医療費助成制度（マル障）、ひとり親家庭等医療費助成制度（マル親）、乳幼児医療費助成制度（マル乳）、義務教育就学児医療費助成制度（マル子）、高校生等医療費助成制度（マル青）の関係書類の提出先が下記のとおり変更となりますので、御留意のほどよろしくお願いたします。

記

1 都外契約医療機関（マル障）（医科・歯科・調剤・訪問看護）

書類名	送付先
障 心身障害者医療費請求書〔70歳未満〕用	〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都福祉局生活福祉部医療助成課 Tel 03-5320-4286 ※組織名のみの変更
障 心身障害者医療費請求書〔70歳以上〕用	

※マル親、マル乳、マル子、マル青については都外医療機関からは医療助成費を請求できません。
 （対象者が各区市町村の窓口で請求します（償還払い）。）

2 施術管理者（柔道整復、はり・きゅう・あん摩マッサージ）

書類名	送付先
障 の受領委任に関する申出書・変更届・廃止届 （柔道整復、はり・きゅう・あん摩マッサージ）	〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都福祉局生活福祉部医療助成課 Tel 03-5320-4286 ※組織名のみの変更
親 乳 子 青 の受領委任に関する申出書・変更届・廃止届 （柔道整復、はり・きゅう・あん摩マッサージ）	
障 医療助成費支給申請書 （柔道整復師用、はり・きゅう用、あん摩マッサージ指圧用）	
親 乳 子 青 医療助成費支給申請書 （柔道整復師用、はり・きゅう用、あん摩マッサージ指圧用）	変更なし 各区市町村の親 乳 子 青 担当課※

※親 乳 子 青 医療助成費支給申請書の送付先は、同封のポスター送付文記載のホームページに掲載しています。

障 受給者証をお持ちの方へ

9月1日は障 受給者証の更新日です。

(新しい受給者証)

更新日の前日まで新しい受給者証が届かない方は、お住まいの区市町村担当窓口へお問い合わせください。受診の際には、新しい受給者証と被保険者証を必ず窓口へ提出してください。

【有効期間】
令和5年9月1日から
令和6年8月31日まで

障 受給者証 (部) (食)	
負担者番号	801376
受給者番号	80137
住所	〒
氏名	見本
生年月日	大正29年 月 日
有効期間	令和5年9月1日から 令和6年8月31日まで
上記の情報は、心身障害者の医療費の助成に関する条件により医療費の一部を減額の対象とする場合があります。	
東京都知事	
交付年月日	令和 年 月 日

(うすい水色)

なお、**精神障害者保健福祉手帳**による受給者の方は、手帳の有効期限が到来する年の7月の最終日、手帳の有効期限満了日までとなります。

障 心身障害者医療費助成制度

【一部負担額】

負担者番号 (頭5桁)	受給者 証表示	一部負担額及び上限額			
		1割負担	外来 上限	入院 上限	多数回 44,400円※
80136...	(部) (食)	入院時の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の負担があります。	18,000円/月	57,600円/月	
80137...	(食)	外来・入院の一部負担はありません。 ただし、入院時の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の負担があります。	年間上限14万4,000円	多数回	

※多数回：過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

(部) …… 同一の医療機関で1か月の負担額が上記の額に達したときは、その医療機関でのその月の窓口負担はありません。

(食) …… 入院時の食事代等は所得の状況などによって軽減されることがあります。詳しくは、加入している医療保険又は高齢者医療担当課へお問い合わせください。

【障 受給者証申請について】

身体障害者手帳 1級・2級 (内部障害は3級まで)、愛の手帳 1度・2度又は精神障害者保健福祉手帳 1級をお持ちの方が対象です。
新たに申請される方は、住民票のある区市町村担当窓口へお問い合わせください。
原則として申請日の属する月の初日から本制度の対象となります。

● 次のいずれかに該当する方は**障 制度の対象になりません**●

- ① 65歳以上で新たに障害者 (重度障害) になった方
- ② 所得が基準額を超える方
- ③ 後期高齢者医療制度の加入者で、住民税が課税されている方

お問い合わせは、**住民票のある区市町村又は東京都福祉局まで**

東京都福祉局生活福祉部医療助成課 03-5320-4571 (直通)



東京都福祉局

令和5年7月